

教政第161号  
令和2年5月14日

各市町村教育長 様  
(熊本市教育委員会を除く)

熊本県教育長 古閑 陽一

学校における教育活動の再開について (通知)

令和2年5月13日付け教政第154号において、県立学校における学校再開に向けた取組みについて通知したところですが、本日「緊急事態宣言」の本県の解除が決定されたことを踏まえ、全ての県立学校について、別添写しのとおり取り組むことと決定しました。

つきましては、このことについて、貴管下各公立幼稚園、小・中・義務教育学校(八代市教育委員会は八代支援学校を含む。)に周知いただくとともに、貴管下の学校等の教育活動の再開に当たっては、県立学校の取組み及び令和2年5月13日付け事務連絡「学校再開に向けた段階的な教育活動再開に関する考え方について(通知)」を参考とされ、市町村の関係部局や関係機関と連携の上、適切に対応し、学校再開に向け児童生徒への学習指導を一層充実いただきますようお願いいたします。

なお、6月1日からの学校再開に当たっての、換気や消毒の徹底、授業内容や形態での配慮など、感染防止のために必要な取組みに関する留意事項については、追ってお知らせします。

【問い合わせ先】

- 感染症対策健康管理及び学校給食に関すること  
県立学校教育局体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 心のケアに関すること  
県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、木山  
096-333-2720
- 差別やいじめ等への対応に関すること  
市町村教育局人権同和教育課 柳田、富田  
096-333-2702  
県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、江藤  
096-333-2720
- 学習指導及び学校行事の実施に関すること  
市町村教育局義務教育課 鈴嶋、平野

096-333-2688

○部活動に関すること

(文化部) 市町村教育局義務教育課 鈴嶋、松永

096-333-2704

(運動部) 県立学校教育局体育保健課 濱本、鳴瀬

096-333-2711

○教職員の服務に関すること

教育総務局学校人事課 井手、池田

096-333-2695

○就学援助等に関すること

市町村教育局義務教育課 松山、荒木

096-333-2687

○多様な受入れ先の確保及び修学旅行に関すること

市町村教育局義務教育課 塩村、松山、松永

096-333-2689



教政第161号  
令和2年5月14日

各県立学校長 様

教 育 長

### 県立学校における教育活動の再開について（通知）

令和2年5月13日付け教政第154号において、県立学校における学校再開に向けた取組みについて通知したところですが、本日「緊急事態宣言」の本県の解除が決定されましたので、全ての県立学校について、下記のとおり学校再開に向けて取り組むこととします。

#### 記

#### 1 段階的な教育活動の再開について

- (1) 5月18日から31日までの間、準備が整った学校から学校の一部について登校日を設定し、「分散登校」や「時間短縮」等、最大限の感染防止の取組みを行った上で、授業を実施する。
- (2) (1)の実施に当たっては、別紙「学校再開に向けた段階的な教育活動の再開に係る留意事項について」、別添の令和2年5月1日付け2文科初第222号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」及び文部科学省作成「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」を踏まえるものとする。

#### 2 学校再開について

- (1) 当初の方針どおり、6月1日から通常登校による教育活動を再開する。
- (2) (1)の再開に当たっては、県教育委員会が別途策定するガイドラインを踏まえ、換気や消毒の徹底、授業内容や形態での配慮など、感染防止のために必要な取組みを実施するものとする。

なお、ガイドラインについては追って通知する。

#### 3 その他

現在の状況に大きな変化が生じるなどにより、上記1又は2を変更する場合は、改めて通知する。

【問い合わせ先】

- 感染症対策健康管理及び学校給食に関すること  
県立学校教育局体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 心のケアに関すること  
県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、木山  
096-333-2720
- 差別やいじめ等への対応に関すること  
市町村教育局人権同和教育課 柳田、冨田  
096-333-2702  
県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、江藤  
096-333-2720
- 学習指導及び学校行事の実施に関すること  
県立学校教育局高校教育課 前田、松坂、大塚、新生  
096-333-2685
- 部活動に関すること  
(文化部) 教育総務局文化課 伊藤、柳  
096-333-2704  
(運動部) 県立学校教育局体育保健課 濱本、鳴瀬  
096-333-2711
- 特別支援学校に関すること  
県立学校教育局特別支援教育課 宮本、竹永  
096-333-2683
- 教職員の服務に関すること  
教育総務局学校人事課 横川、上村  
096-333-2694
- 授業料等の取扱いに関すること  
教育総務局学校人事課 佐藤、永田  
096-333-2692
- 就学援助等に関すること  
市町村教育局義務教育課 松山、荒木  
096-333-2687
- 高校生等への修学支援に関すること  
(就学支援金) 教育総務局学校人事課 佐藤、永田  
096-333-2692  
(奨学給付金・育英資金等) 県立学校教育局高校教育課 大谷、後藤  
096-333-2682

※ 今後の文部科学省からの通知等により変更が生じる場合は改めてお知らせします。

## 別紙

### 学校再開に向けた段階的な教育活動の再開に係る留意事項について

#### 1 学校運営上の工夫について

校内での活動および通学時の感染拡大防止を図るため、5月18日から5月31日までは、学校の状況を踏まえ、以下の(1)～(3)の取組みや2の工夫などを行い、感染防止の徹底を図ること。

なお、特別支援学校においては、指導の際に接触が避けられないことや、多くの児童生徒が通学バス等で一斉に登校すること等の課題を抱える学校も多いため、段階的な授業の再開に当たっては、以下の(1)～(3)を参考にしつつも児童生徒の障がいの種類や程度等を踏まえた検討の上対応すること。

##### (1) 分散登校

教室等における児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し(おおむね1～2メートル)、対面とならないような形で教育活動を行うため、児童生徒数の多い学校にあっては、時間帯又は日によって登校の対象とする学年等を順次変え、クラスを分割する方法やクラスを複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法等により分散して登校させ、授業を行う。

##### (2) 時間短縮

集団で過ごす時間を短縮するため、40分授業や、午前中で授業を終わらせるなどして在校時間の短縮を図る。

##### (3) 時差登校

通学時のバスや電車内での感染リスクを下げるためラッシュの時間帯を避けて登校させる。

#### 2 授業における工夫について

授業、休み時間等においては、次のような工夫や指導を行うことにより、感染拡大防止に努めること。

##### (1) 身体的距離の確保

必要に応じてクラスを複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し(おおむね1～2メートル)、対面とならないような形で教育活動を行うこと。

##### (2) 各教科等の指導における感染症対策について

- ① 各教科等の指導については、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと。

○音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う

## 活動

- 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- 体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- グループ活動や対面での活動
- 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- 校外学習や外来者を迎えて行う実習活動などの部外者等との接触が想定される活動

なお、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じること。

### ② 保健体育の授業における配慮事項

- 当面は感染リスクの高い3つの条件が重ならないような活動を行うこと。
- 臨時休業の長期化により体力の低下が懸念されることを踏まえ、児童生徒の身体状況を把握しながら段階的に活動を行うこと。  
また、今後夏季に向けては、特に熱中症対策に十分配慮すること。
- 用具や水分補給で使用するコップ等の共用を避けること。
- 更衣室等の利用に当たっては、短時間の利用を心がけ、一斉に利用しないなどに留意し、共用物を避けるよう指導すること。
- マスクの着用について

- ・屋外での活動においては、児童生徒等間に十分な距離を常に取っている場合、マスクの着用は不要であると考えられる。
- ・体育館等の屋内での活動においては、換気を適切に実施しており、かつ、児童生徒間に十分な距離を常に取っている場合、マスクの着用は不要であると考えられる。
- ・マスクを着用して激しい運動をすると熱中症のリスクが高まることや酸素欠乏状態になる恐れがあることから、マスクを着用して体育の授業に参加する生徒がいる場合は、運動量が過多にならないようにすることや体調のチェックをこまめに行うこと。

※ 体育的活動におけるマスクの着用及び水泳の授業については、近日中に国から通知される内容を別途通知します。水泳の授業は、その通知以降に実施してください。

### (3) 休み時間等における密集や接触を避ける

登下校中においては、校門や玄関口等での密集が起こらないような工夫を行うこと。

児童生徒等の密集を避けるため、休み時間や昼食時において、狭いスペースや売店等で密集したり、向かい合っただけの飲食、飲み物の回し飲みなどを行ったりしないよう指導すること。

## 3 感染症対策及び健康管理について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、「新しい生活様式」として、国から今般日常生活の中で取り入れていただきたい実践例（別添）が示されている。

これらを踏まえて、家庭とも連携を図り、引き続き、予防の徹底に努めること。

### (1) 自宅等における健康管理

- 毎朝、必ず検温及び健康状態の確認を行い登校すること。
- 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、学校に連絡し、登校せずに自宅で療養すること。
- 咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋の換気等の感染症対策をしっかり行うこと。
- 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの密が重なる場所等での活動を控えること。
- 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努めること。なお、運動する際は、適宜、熱中症対策をとり、実施すること。
- 新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合、保健所から自宅待機を指示された場合には、速やかに学校へ報告すること。

### (2) 学校における健康管理

- 自宅等で検温ができなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に保健室や職員室等に入室するように指導し、検温及び健康観察等を行うこと。
- 児童生徒等の発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合、保護者に連絡を行い、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは、自宅等で休養するよう指導すること。
- 教室やトイレなど、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。

- 児童生徒等及び教職員は、校内での教育活動に際しては、原則マスクを着用すること。特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底すること。
- 流水と石鹸での手洗いやうがいをこまめに行うこと。
- 換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行うこと。
- 授業等で空調を使用する場合は工夫してこまめに換気を行うこと。
- 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの密が重なる場所等での活動を控えること。

#### 4 学校給食について（実施校のみ）

- 学校給食については、「学校給食衛生管理基準」に基づく調理作業が実施可能な学校から再開できること。
- 配膳を行う児童生徒等及び給食指導にあたる教職員は、マスク着用と健康観察の徹底に努めること。
- 配膳の過程において、児童生徒等が密集しないようにするなど、感染防止に努めること。
- 給食当番はもとより、児童生徒等及び教職員全員の手洗いを徹底すること。
- 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応に努めること。

#### 5 部活動について

部活動については、5月31日までの期間は、校内外全ての活動を休止とすること。

#### 6 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなど、偏見や差別が生じないように十分配慮すること。

また、児童生徒等からの差別、いじめ等の相談やカウンセリングの要望等を早期に把握するため、県立学校生徒を対象とした「スクールサイン」の周知を徹底するとともに、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応すること。

#### 7 児童生徒等の心のケアについて

児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている児童生徒等が存在すると考えられることから、児童生徒等の心のケアに引き続き努めること。

また、児童生徒等が登校した際には、学級担任等によるきめ細かな健康観察や授業担当者による観察など、複数の教職員で児童生徒等の状況を丁寧かつ的確に把握するとともに、登校日等の欠席者については、その状況の把握を徹底すること。

なお、児童生徒等の心のケアについては、「新型コロナウイルス感染症に対する心のケアに係る参考資料の送付について」（令和2年5月12日付け教安第84号通知）を参考にスクールカウンセラー等と連携した対応を行うこと。

## 8 出席停止について

当該留意事項に係る期間中（5月18日～31日）の児童生徒の出欠の取扱いについては、令和2年5月1日付け2文科初第222号の2（7）によること。

また、感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒等については、「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準（県立学校）」の1の（5）に基づき、保護者の同意のもと、校長判断で出席停止として取り扱うこと。



## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  名刺交換はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定



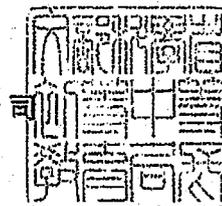
「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を補足するものとして、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など学校運営上の工夫についてまとめましたので通知します。

写

2文科初第222号  
令和2年5月1日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長  
丸山 洋



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知別添1）及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通知別添）（以下「ガイドライン」という。）において示してきましたが、この度、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会（以下「懇談会提言」という。）（別添参照）を踏まえ、ガイドラインを補足するものとして学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について下記のとおりまとめましたので、各学校設置者においては、これを参考に取組を進めてくださいますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の高等課程を置く専修学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1. 本通知の趣旨について

文部科学省が実施した調査によると、令和2年4月22日時点において、小学校及び中学校では95%、高等学校では97%について臨時休業が実施されている。一方で、懇談会提言によれば、地域によっては「徹底した行動変容の要請」が長期に渡ることも考えられ、臨時休業が長期化した場合、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習保障通知」という。）の1で示した児童生徒の学びの保障について懸念が生じることとなる。

この点は、懇談会提言においても「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とされており、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」とされている。

また、「例えば、緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である」とされている。

本通知は、学習保障通知で示した取組に加え、こうした提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら学校における教育活動を行うことに資するよう、ガイドラインを補足するものとして学校運営上の工夫の在り方を示すものである。

## 2. 最終学年等を優先した休業中の登校日の設定について

### (1) 分散登校日の設定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言の対象区域とされるなどに伴い、学校の臨時休業を続けざるを得ない地域においても、ICTを最大限活用しながら、感染症対策を徹底した上で、分散登校（児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

このような分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第 6 学年・中学校第 3 学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第 1 学年の児童にも配慮すること。

登校日については、地域や児童生徒の生活圏の感染状況を踏まえ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法が考えられる。

いずれの場合でも、学校医・学校薬剤師などと連携した学校の保健管理体制を整え、学校関係者に感染者が確認された場合の対応について確認しておくこと。

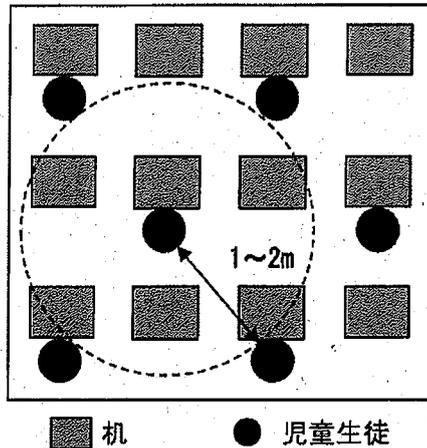
なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第 3 学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討すること。

また、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えているため、学校教育活動の再開については、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討が必要であること。

### ①身体的距離の確保

登校の際は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示した感染症対策を行うほか、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね 1～2メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましいこと。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約 2 m の距離まで届くため、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を 1~2 m 以上保つように座席を配置する。

### ②分散登校の工夫

児童生徒数の多い学校にあつては、①に示す身体的距離の確保のため、

- ・ 時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法
- ・ 学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法

等により分散して登校するなどの工夫が考えられる。(参考資料参照)

### ③分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮すること。

### (2) 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと。

- ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・ 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ・ 体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・ 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動

## する学校行事

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じること。

### (3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等<sup>\*</sup>を活用し、発達段階に応じた指導を行うこと。

<sup>\*</sup>[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

### (4) 学校給食（昼食提供）の工夫について

学校給食を実施するに当たっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示したもののほか、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられる。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる。

### (5) 学校図書館の活用について

学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましいことのほか、特に時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合において、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

### (6) 登下校の工夫について

登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることや、集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導することなどの工夫が考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意すること。

## (7) 出欠の取扱い等について

### ①学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とする場合、任意の登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱うこと。

その際、任意の登校日における学習活動について、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習指導通知」という。）の2（2）と同様に、学習評価に反映することができること。なお、登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないよう配慮すること。

また、任意の登校日における学習活動について、学習指導通知の4と同様に、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないこととすることができること。なお、一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

### ②学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とする場合、最終学年等の児童生徒を優先させて登校させ、その他の児童生徒は休業とすることなどが考えられるが、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとなる。

- ・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない
- ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する

なお、出欠を記録する際には、学習指導通知の3（2）に示したとおり、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への必要な配慮を行うこと。

## (8) 長期休業期間及び土曜日における登校日の設定等について

学習指導通知の4では、

- ・児童生徒が学校に登校できるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること
- ・その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、

土曜日に授業を行うことなどが考えられることを示している。

登校日を設ける場合も、必要に応じ、長期休業期間及び土曜日に行うことなどが考えられる。その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った日数・時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。また、週休日である土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

#### (9) 教職員の出勤について

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行いつつ、可能な範囲内で、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの勤務形態の工夫を行うこと。

### 3. 人的体制の確保に関すること

土曜日に授業を行う場合や学級を複数グループに分けて指導を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、家庭学習の支援への対応や給食時の対応、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。これらを踏まえ、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振り、外部人材の活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ、指導体制の確保を図ること。

その際、公立学校においては、学校全体の指導体制も踏まえつつ、加配教員の活用や学習指導員の追加配置、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による事業の実施等を検討されたい。特に、学習指導員等の確保に当たっては、想定されている事業内容や今回の非常時・緊急時という特質も踏まえ、必要に応じて資格要件を緩和し、退職教員や学生等の外部人材を積極的に活用すること。教育職員免許状を保有する人材が必要な場合は、臨時免許状の活用等も検討すること。

なお、人材確保に当たっては、文部科学省の「学校・子供支援サポーター人材バンク」<sup>\*</sup>も積極的に活用されたい。

※文部科学省ホームページ上で学校に御協力いただける方の登録を全国から募集し、登録者が希望する勤務地（市町村）がある都道府県教育委員会等に文部科学省から名簿を提供する仕組み。（令和2年4月24日開設）

[https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt\\_kouhou01-000006800\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000006800_1.pdf)

また、私立学校においては、指導体制の確保のための外部人材の活用といった取組等について、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）「教育の質の向上を図る学校支援経費」による補助を文部科学省から都道府県に対し行っていることから、本補助金の活用も検討されたい。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○臨時休業全般に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内3964)

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○学習指導に関すること

初等中等教育局 教育課程課(内2367)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3030)

○教職員の勤務に関すること

・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)

・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)

・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)

○人的体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内2587)

・私立学校について 高等教育局私学部 私学助成課(内2547)

・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)

①学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例

	月		火	
	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ
午前	教室での指導	家庭学習	家庭学習	教室での指導
昼食・登下校	昼食	登校	登校	昼食
	下校	昼食	昼食	下校
午後	家庭学習	教室での指導	教室での指導	家庭学習

③学年ごとに登校曜日を分けた場合の例

	月	火	水	木	金
1年生	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習
2年生	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習
3年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習
4年生	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習
5年生	家庭学習	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習
6年生	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日

②学年の中で学級ごとに登校曜日を分けた場合の例  
(例えば1つの学級の児童生徒が2教室ずつ使用する場合)

月		火		水		木		金		土	
1組・2組	3組・4組										
登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	登校日	家庭学習	家庭学習	登校日

※登校日の実施に当たっては、空教室を使用するなど可能な限り身体的距離を確保

